

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第 2 条 [略]	(欠席の届出) 第 2 条 [略] <u>2 前項の規定による議員が出産のため出席できない場合の届出は、当該出産の予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめこれを行うことができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由

産前産後期間を欠席事由として取り扱うことについて明記しようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。